

4 第1号被保険者の介護保険料



第8期では、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、第7期と同様に標準の段階設定を多段階化しています。第8期においては、法改正に伴い、第7～9段階の所得基準額について、変更となります。

区分			所得の状況と対象者	調整率	月額保険料 (円)	年額保険料 (円)
第1段階	本人住民税非課税	世帯住民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の課税年金収入等が80万円以下の方	0.30	1,800	21,600
第2段階			・本人の課税年金収入等が80万円超え120万円以下の方	0.50	3,000	36,000
第3段階			・本人の課税年金収入等が120万超えの方	0.70	4,200	50,400
第4段階	本人住民税非課税	世帯住民税非課税	・本人の課税年金収入等が80万円以下の方	0.90	5,400	64,800
第5段階 (基準額)		世帯住民税課税	・本人の課税年金収入等が80万円超えの方	1.00	6,000	72,000
第6段階	本人住民税課税		・本人の合計所得金額が120万未満の方	1.24	7,440	89,280
第7段階			・本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.26	7,560	90,720
第8段階			・本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.48	8,880	106,560
第9段階			・本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.50	9,000	108,000
第10段階			・本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.52	9,120	109,440
第11段階			・本人の合計所得金額が500万円以上の方	1.75	10,500	126,000

※合計所得金額は、地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費を控除した額)から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額です。
※各所得段階の月額保険料は目安の保険料です。年額保険料を12月で割り算定しました。
※第1段階～第3段階は、公費による軽減強化後の数値です。

塩竈市
高齢者福祉計画・
第8期介護保険事業計画

発行者／塩竈市 健康福祉部 長寿社会課
住 所／〒985-0052 宮城県塩竈市本町1-1
T E L／022-364-1204
F A X／022-366-7167
U R L／<https://www.city.shiogama.miyagi.jp/>

塩竈市
高齢者福祉計画・
第8期介護保険事業計画

2021(令和3)年度～2023(令和5)年度

概要版



2021(令和3)年3月
塩 竈 市

1 計画策定の背景と趣旨

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設されました。

総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していきます。

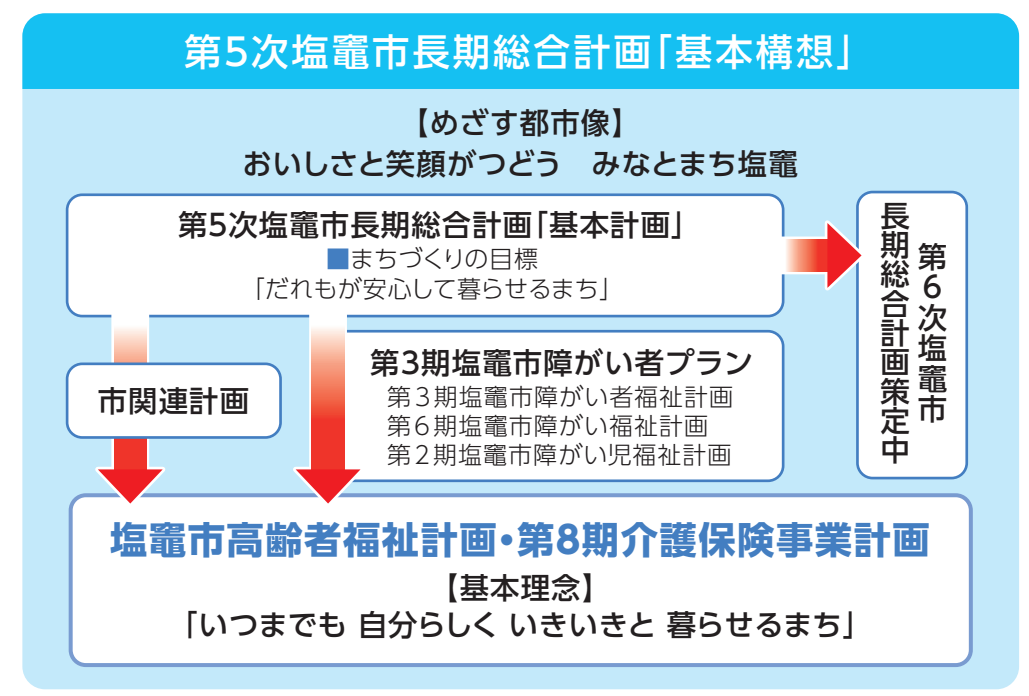
塩竈市（以下「本市」という。）では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスの確保とともに、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）の構築を目指してきました。

今後は、2025（令和7）年・2040（令和22）年の到来による高齢者人口の増加に伴い、介護ニーズの増加が見込まれることから、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備が必要となります。また、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定される一方、現役世代人口の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が必要となります。

本市ではこうした状況を踏まえ、2025（令和7）年及び2040（令和22）年における目標を示した上で、基本的事項を定めるとともに地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保や地域支援事業の実施が計画的に図られるよう、塩竈市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（以下「第8期計画」という。）を策定しました。

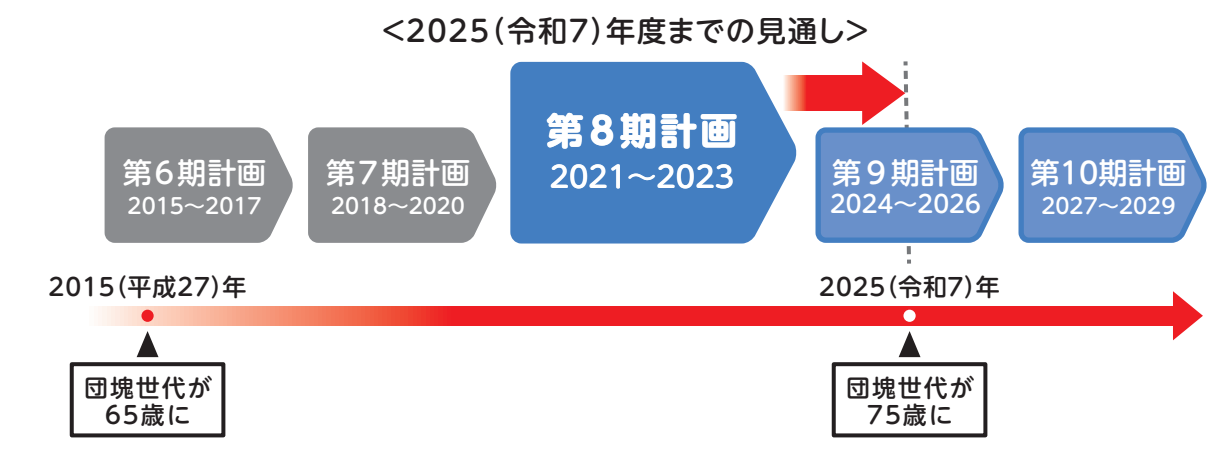
2 計画の位置づけ

第8期計画は、本市長期総合計画の策定が1年延長されたことを受け、「第5次塩竈市長期総合計画」及び「塩竈市震災復興計画」を踏まえ、関連計画と連携を図りながら、高齢者福祉施策等を総合的に推進するためのものです。また国、県の指針や関連計画、さらには「塩竈市障がい者プラン」などの本市の関係諸計画との整合性を図りながら策定するものです。



3 計画期間

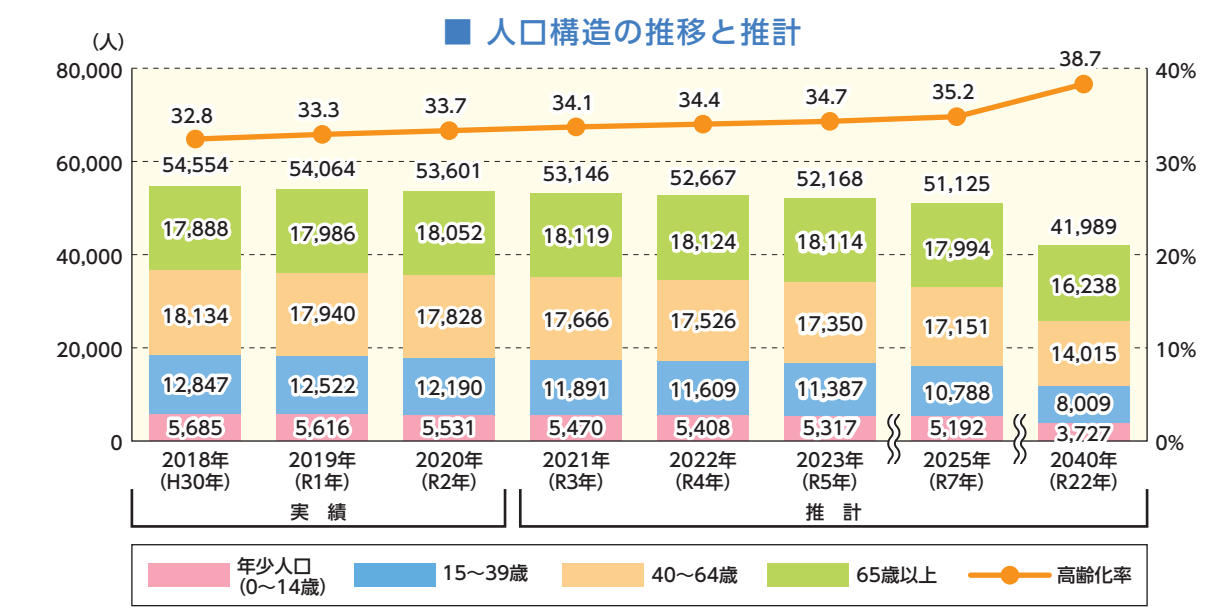
「市町村介護保険事業計画」は介護保険法第117条に基づき3年間を1期とし、また「高齢者福祉計画」は老人福祉法第20条の8に「介護保険事業計画と一体のものとして作成」することが定められていることから、第8期計画の期間は2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間とします。



4 人口の推移と将来推計

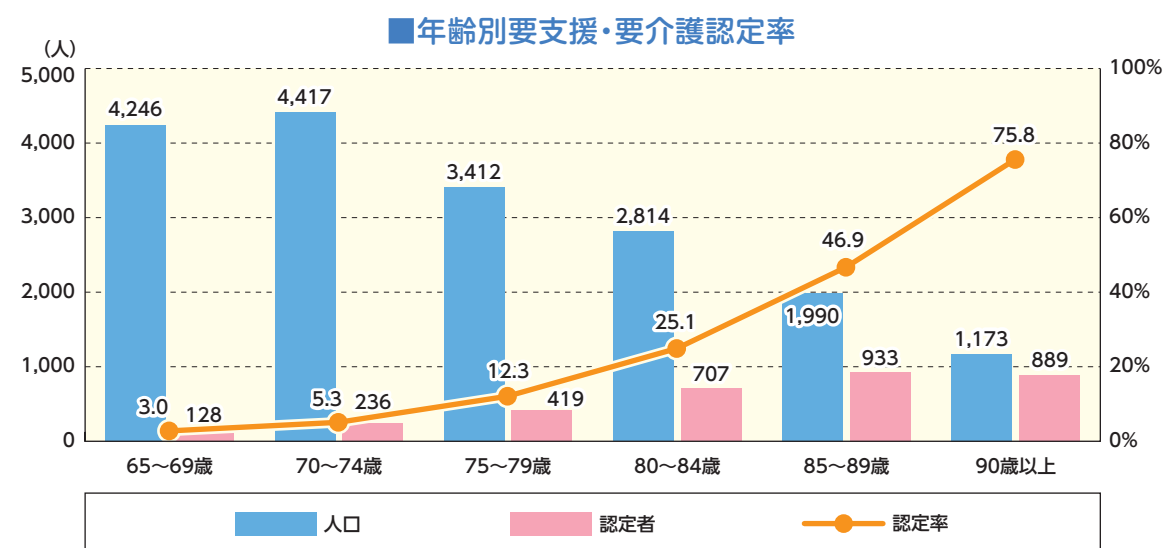
1 人口構造の推移と推計

本市の人口は、緩やかな減少と少子高齢化が続いており、2020（令和2）年10月1日現在では総人口53,601人、高齢者人口18,052人、高齢化率33.7%となっています。なお、65歳以上の人口のピークは2022（令和4）年頃と予測されますが、人口が減少するため、高齢化率はその後とも上昇していく見込みです。



2 年齢別の要支援・要介護認定率

75歳を超えると認定率は10%以上になり、年齢が上がるにつれて認定率は高くなります。

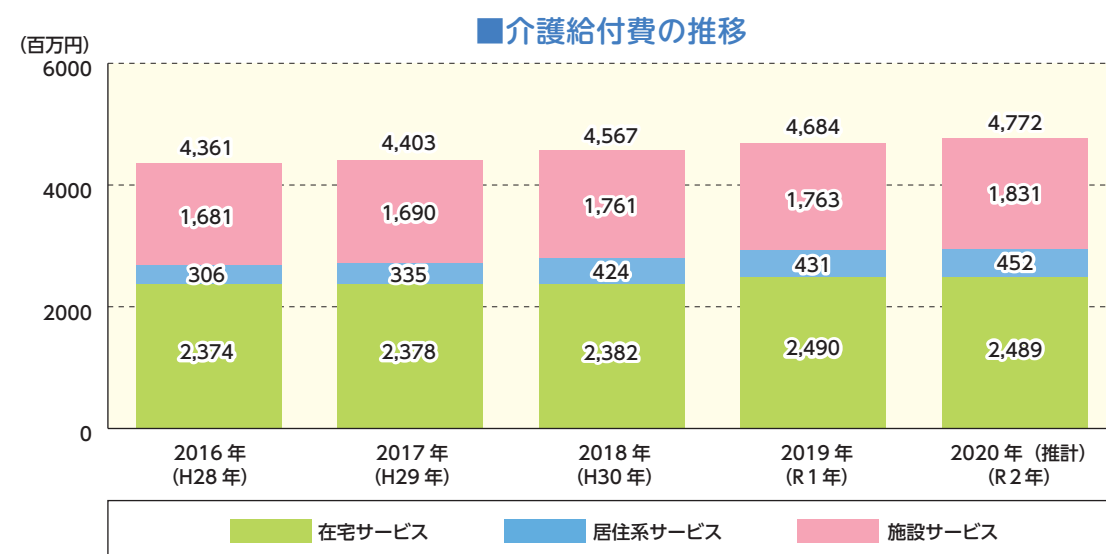


資料：人口は住民基本台帳（2020（令和2）年10月1日現在）
認定者は地域包括ケア「見える化」システムより



3 介護給付費の推移

本市の介護給付費全体の推移をみると、高齢者数の増加にともない増加傾向にあります。また、2020（令和2）年度の介護給付費の構成割合は、在宅サービスが約52%であり、施設サービスは約38%を占めます。



資料：地域包括ケア「見える化」システムより

5 計画の基本理念

第8期計画では、2025（令和7）年及び2040（令和22）年を見据えて地域包括ケアシステムの深化や推進をめざします。

また、コロナ禍における影響により、長期総合計画の策定も1年延長されたことから、基本理念においては第7期計画を継承するとともに、第5次塩竈市長期総合計画がめざす都市像「おいしさ」と笑顔がつどう みなとまち塩竈」の趣旨を踏まえ、以下のとおりとします。



6 基本目標

基本理念のもと、高齢者が心穏やかに、自助、共助、互助、公助の多様なサービスを利用できる「地域包括ケアシステムの構築」による地域づくりをめざし、基本目標ならびに各施策を推進します。

基本目標1 安心して暮らせるまち

日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して暮らせるために、介護施設・在宅福祉サービスなどの基盤整備、自宅に住み続けるための支援、元気な高齢者は自ら担い手となって互いに支え合う地域づくり、医療・介護等の連携強化と介護予防、認知症の人とその家族を支えるための対策、福祉・介護を担う人材の確保・定着対策などを推進します。

基本目標2 健康で生きがいのあるまち

レクリエーション、趣味、就労、ボランティア活動などを通じて、生きがいを感じながら積極的に地域社会へ参加できるよう、生きがいづくりの支援体制を推進します。

また、高齢者の生活機能を維持し、悪化を防止するために運動機能の維持に努めるなど、自立した生活を送ることができるよう、普及啓発や通いの場の充実、多職種による連携等を図りながら自立支援、介護予防、重度化防止の取組を推進します。

基本目標3 互いに尊重し支え合えるまち

誰もが住み慣れた地域で、安心して自分らしく充実した暮らしができるよう、医療、介護、福祉、保健のサービスが提供されることにより、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など日常生活に不安のある高齢者やその家族を支援します。

また、誰もが「支援する人」「支援される人」のように分けられるのではなく、それぞれの役割をもってつながり合い、地域住民がお互いに支え合う体制を推進します。

基本施策1 社会貢献・社会参加の支援や生きがい対策

- 1 社会貢献・社会参加の支援
- 2 高齢者の生きがい対策等

基本施策2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

- 1 介護予防・生活支援サービス事業
- 2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

基本施策3 安全・安心で快適な暮らし

- 1 防災・感染症対策に係る体制整備
- 2 暮らしの安全・安心の確保
- 3 高齢者等が住み続けられる住まいの確保
- 4 バリアフリー化の推進
- 5 交通機関利用環境の整備
- 6 浦戸地区（離島）の事業推進

基本施策4 地域包括ケアシステムの推進

- 1 地域包括ケアシステムを支える基盤の整備
- 2 地域包括支援センターの機能強化
- 3 包括的支援事業
- 4 高齢者の居住安定に係る施策との連携

基本施策5 高齢者や家族等への生活支援

- 1 高齢者の生活支援事業
- 2 介護家族等への支援

基本施策6 認知症施策の推進

- 1 認知症施策推進大綱に沿った取組
- 2 認知症高齢者の支援事業

基本施策7 持続可能な介護保険事業の充実

- 1 介護給付サービスの充実・強化
- 2 介護保険給付サービスの見込量等
- 3 指定地域密着型サービス等の公募指定に係る選考基準の設定
- 4 介護給付適正化に向けた取組
- 5 要介護状態の経過分析
- 6 サービスの質の向上に向けた取組
- 7 福祉・介護人材を確保するための取組
- 8 円滑な事業運営に向けた取組
- 9 保険者機能強化に向けた交付金に係る評価指標の活用



7 介護保険サービス給付費の見込みと保険料の算出

1 標準給付費



介護サービス総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの第8期標準給付費見込額を以下のように算定しました。

		2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	合計
総給付費	①	4,983,443,000 円	5,069,479,000 円	5,235,274,000 円	15,288,196,000 円
特定入所者介護サービス費等給付額※	②	151,670,595 円	138,950,817 円	141,487,373 円	432,108,785 円
高額介護サービス費等給付額※	③	104,367,297 円	105,087,760 円	106,999,550 円	316,454,607 円
高額医療合算介護サービス費等給付額	④	12,426,347 円	12,634,304 円	12,864,151 円	37,924,802 円
算定対象審査支払手数料	⑤	4,490,820 円	4,566,000 円	4,649,040 円	13,705,860 円
標準給付費見込額 (①+②+③+④+⑤)	⑥	5,256,398,059 円	5,330,717,881 円	5,501,274,114 円	16,088,390,054 円

※ 財政影響額調整後

2 地域支援事業費



2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの地域支援事業費見込額を以下のように算定しました。

		2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	⑦	217,926,293 円	223,062,309 円	228,150,756 円	669,139,358 円
包括的支援事業・任意事業費	⑧	134,548,939 円	134,810,795 円	135,300,397 円	404,660,131 円
地域支援事業費見込額 (⑦+⑧)	⑨	352,475,232 円	357,873,104 円	363,451,153 円	1,073,799,489 円

3 第8期の保険料基準額



第8期計画期間の保険料基準額の算定基礎費用は、第7期より緩やかに増加し約172億円となり、そのうち第1号被保険者保険料収納必要額は約38億円を見込み、保険料基準額は月額6,000円となります。

第7期
保険料基準額（月額）5,712円



第8期
保険料基準額（月額）6,000円

※ 第1号被保険者の負担軽減のため、介護保険財政調整基金630万円を取り崩します。